

（後部反射器）

第67条の2 令和7年10月31日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第248条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第226号）による改正前の細目告示第248条の規定に適合するものであればよい。

2 保安基準第63条の規定が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第248条第1項並びに別添52 4. 16. 2. 及び4. 17. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第248条第1項並びに別添52 4. 16. 2. 及び4. 17. 2. の規定に適合するものであればよい。

3 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第248条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第248条第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車

二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車

三 令和7年6月15日から令和12年8月31日までに製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、令和7年6月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

四 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された第二種原動機付自転車であって、令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

4 次に掲げる原動機付自転車については、細目告示第248条第1項並びに別添52 4. 16. 2. 及び4. 17. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第248条第1項並びに別添52 4. 16. 2. 及び4. 17. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において旧規定中「協定規則第150号」とあるのは「協定規則第150号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に製作された原動機付自転車

二 令和8年9月1日以降に製作された原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

三 令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と後部反射器の型式が同一であるもの

5 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第248条第3項及び第4項の

規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和10年8月31日（輸入された二輪の一般原動機付自転車にあっては令和12年8月31日）以前に製作された二輪の一般原動機付自転車
- 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪の一般原動機付自転車であって、令和10年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後部反射器及び側方反射器の性能、取付位置及び取付方法に変更がないもの